

公募型プロポーザル方式実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望される方は、必要な応募書類等を提出してください。

令和8年7月28日

瀬戸市長 川本 雅之

1 業務等の概要

- (1) 業務名称 瀬戸市市制施行 100 周年 1000 日前イベント業務委託
- (2) 業務内容 別紙「瀬戸市市制施行 100 周年 1000 日前イベント業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (4) 履行場所 瀬戸市役所
- (5) 提案上限額 2,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認申請書提出期限において、令和8・9年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（大分類）03：役務の提供等（中分類）03：映画等製作・広告・催事（小分類）03：催事の登録があること。
- (3) 同等又は類似事業のプロジェクションマッピングの企画開発実績があること。
- (4) プロジェクションマッピングを企画演出できる監督、プロデューサーが在籍していること。
- (5) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

3 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 公告日 | 7月28日 |
| (2) 質疑提出期限 | 8月10日 |
| (3) 質疑回答日 | 8月14日 |
| (4) 参加資格確認申請書提出期限 | 8月27日 |
| (5) 参加資格確認通知日 | 8月31日 |
| (6) 提案書提出期限 | 9月14日 |
| (7) 選定委員会開催日 | 9月18日（予定） |
| (8) 審査結果通知日 | 9月28日（予定） |
| (9) 契約締結日 | 10月9日（予定） |
| (10) 業務開始日 | 10月9日（予定） |

4 実施要領等の閲覧及び配布方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市企画部政策推進課シティプロモーション係
電話 0561-88-2658 FAX 0561-88-2505
メールアドレス seisakusuishin@city.seto.lg.jp
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法
瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名 「瀬戸市市制施行100周年1000日前イベント業務委託 公募型プロポーザル」
アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/>

5 質疑及び回答

- (1) 提出期限
令和8年8月10日16時まで
- (2) 提出場所
瀬戸市役所政策推進課（電話 0561-88-2658）

(3) 提出方法

質問書（様式 9）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

送付先：seisakusuishin@city.seto.lg.jp

(4) 回答期日

令和 8 年 8 月 14 日

(5) 回答方法

瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

6 参加資格確認申請

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 27 日 16 時まで

(2) 提出方法

参加資格確認申請書（第 1 号様式）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

送付先：seisakusuishin@city.seto.lg.jp

(3) 参加資格確認通知日

令和 8 年 8 月 31 日

(4) 通知方法

申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書を送信する。

7 提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 14 日 16 時まで

(2) 提出場所

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 6 4 番地の 1

瀬戸市役所政策推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

なお、提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

(4) 提出書類及び部数

「実施要領」による。

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーションにより、「(2) 評価項目及び評価点数、評価基準」に基づき、提案の評価及び審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 評価項目及び評価点数、審査基準

「実施要領」による。

(3) プレゼンテーション

開催日時は、令和8年9月18日13時30分から17時までを予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

実施時間は、提案者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

ア 業務名称

イ 契約候補者

ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

ア 業務等の名称

イ 業務内容及び契約期間

ウ 契約候補者の名称及び所在地

エ 提案者数及び審査結果

10 契約手続き

(1) 契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

(2) 契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

(3) 契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第3位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(4) 契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所政策推進課 公告日から提案書提出期限まで

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条の規定による。

1.1 その他

(1) 提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。

(2) 提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加資格確認申請書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式8）により届け出ること。

(4) 令和8年瀬戸市議会9月定例会において、本業務に係る補正予算が可決・成立しない場合は、入札執行を中止します。